

第2回 県有林林産物 一般競争入札  
(令和5年度やまなし支障木等活用型システム販売)

## 公 売 公 告 並 び に 明 細 書

令和5年5月1日

# 公 売 公 告

令和5年度やまなし支障木等活用型システム販売公売を次のとおり行います。ついては、あらかじめ内容熟覧のうえ入札に参加してください。

支障木等活用型システム販売の案内、公売の内容、その他不明の点については、担当者までお尋ねください。

## 1 やまなし支障木等活用型システム販売の概要と入札留意点

### (1) 概 要

県有林および県行分収林内で発生する間伐材や工事支障木などの低付加価値材を、安定的に供給することにより、その利用促進を図ることを目的としています。

### (2) 入札留意点

この公売では、令和5年度に管内で発生が見込まれる物件を別紙明細書のとおり概数で示し、これの購入希望単価を用いて入札を行います。県評定の予定単価を上回り、最も高い入札単価を提示した者を落札者とします。

なお、別紙明細書に複数樹種が含まれる場合は、同明細書で入札採用樹種を指定し、当該樹種で入札を行います。その他の樹種の契約単価は、入札採用樹種との県評定価格差を加算・減算して決定しますのでご注意ください。

#### 《売払単価決定事例》

【入札採用樹種】 樹種A	樹種B	樹種C
10,000円/m <sup>3</sup>	12,000円/m <sup>3</sup>	8,500円/m <sup>3</sup>
入札単価	入札単価 + $\frac{\text{樹種Aとの}}{\text{県評定価格差}}$ 10,000円 + 2,000円	入札単価 - $\frac{\text{樹種Aとの}}{\text{県評定価格差}}$ 10,000円 - 1,500円

### (3) 概数単価契約及び精算

この販売方法は、落札者と概数単価契約を結び、売買予定金額を納入した後に、現実物件に対して双方合意の上で契約単価を用いて売払いを行います。最終精算時に、実績積上げ額が既納入金額を下回る場合は、差額を返金します。

なお、概数内容は、見込み数量であり、実績が大きく下回る場合もあります。

## 2 売払物件の番号および所在地

別紙明細書のとおり。

## 3 伐採・搬出の条件

諸法令による制限行為の定めを遵守してください。

箇所ごとの条件については、その都度担当と協議してください。

## 4 売払物件の搬出期間

箇所ごとの条件については、その都度担当と協議してください。

## 5 入札場所および日時

\* 受付時間に遅れた場合は、入札に参加できませんのでご注意ください。

公売執行 月日	入札場所	執行者	受付	入札開始	開札
一般公売 令和5年5月22日 (月)	韮崎市本町4-2-4 北巨摩合同庁舎 4階 401会議室	中北 林務環境 事務所長	9時40分 ～ 9時55分	10時00分	入札終了 後即時

中北林務環境事務所 県有林課 経営担当

TEL 0551-23-3092

## 6 入札参加資格

- (1)山梨県物品等競争入札参加資格者名簿「森林整備(23-6)」または「森林整備(70-3)」及び「その他不用品の買入(15-12)」または「木材買入(51-3)」の業種へ登録した者として。入札日には「物品等競争入札参加資格審査結果通知」及び別紙「誓約書」を持参してください。ただし、地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当すると認められる者でないこととします。
- (2)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は法人であってその役員が暴力団員でないこととします。
- (3)この公告の日から開札の日までの間に、山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成10年4月1日)に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこととします。

## 7 入札保証金

免除します。(山梨県財務規則第108条の2第2項適用)

ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金を徴収します。

## 8 入札

消費税抜きの単価で入札してください。

## 9 契約保証金

免除します。(山梨県財務規則第109条の2第4項又は第5項適用)

ただし、契約者が納入期限までに売買代金を完納しないときは、延滞違約金(遅延損害金)の徴収、又は契約解除し契約金額の100分の10に相当する違約金の徴収を行います。

## 10 契約締結期間

契約担当者が契約の時期を別に指定した場合を除き、落札の通知を受けた日から7日以内とします。

## 11 代金納入および担保提供期限

契約締結の日から30日以内とします。

## 12 代 金 延 納

概数契約のため認めません。

## 13 郵 便 入 札

認めます。この場合は公売を執行する林務環境事務所に入札書を公売執行の前日（前日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日）の午後5時までに到着するよう書留で郵送してください。なお、「立木入札書在中」と明記してください。

## 14 代 理 入 札

この場合委任状に委任者の入札参加証を添付し、公売を執行する林務環境事務所に提出してください。

## 15 再 入 札

初回において入札しなかった者及び無効の入札をした者は再入札に参加できません。

## 16 遵 守 事 項

入札者は公売を執行する林務環境事務所において契約書案を了承し、山梨県恩賜県有財産管理条例、同施行規則及び入札心得書を遵守してください。

## 17 入 札 の 無 効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、その他山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。)第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

## 18 そ の 他

落札者が契約締結までの間に「6 入札参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しません。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとします。

(別紙)

## 誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

### 記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

林務環境事務所長 殿

〔 法人、団体にあつては事務所所在地 〕

住 所

〔 法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名 〕

(ふりがな)

氏 名

㊞

生年月日（大正・昭和・平成・令和） 年 月 日

やまなし支障木等活用型システム販売 見積用 樹種別内訳表(概数・素材)

所別	公告番号	場所	樹種	用途	長級区分 (m)	末口径級区分 (cm)	予定材積 (m <sup>3</sup> )	入札採用樹種との価格差 (円)	備考
中北	151	管内全域	からまつ 入札採用 樹種	用材	4.0	14~16	40.00		引渡し期限 令和6年3月31日 搬出期限 物件毎に定めます。  今回の公売は、 発生が見込まれる物件 (概数)を想定し、 土場売り素材価格を予定 価格としています。 入札採用樹種以外の契 約単価は、 落札単価に左列価格差 を加算・減算し、税込み 価格としたものとします。 ここに記載されている数 量・条件は、 あくまでも見積用とし ます。  (公売条件) 1. 林地の保全に十分配 慮し必要に応じて措置を 講ずること。 2. 残存する末木枝条につ いては、伐採区域内全体 において分散処理するこ と。 3. 集材積込作業、搬出 経路等については、林務 環境事務所と協議するこ と。 4. 既設林道、作業道等 を使用する場合は、事前 に関係機関に必要な手 続きを行うこと。
				〃	4.0	18~22	70.00		
				小計			110.00	入札予定単価	
			ひのき	用材	4.0	14	1.00		
				〃	4.0	16~20	5.00		
				小計			6.00	2,100	
			すぎ	用材	4.0	14	1.00		
				〃	4.0	16~20	1.00		
				小計			2.00	-2,600	
			あかまつ	用材	4.0	14~16	10.00		
				〃	4.0	18~22	30.00		
				小計			40.00	-2,850	
			もみ	用材	4.0	14~16	1.00		
				〃	4.0	18~22	1.00		
				小計			2.00	-5,720	
			つが	用材	4.0	14~16	1.00		
				〃	4.0	18~22	1.00		
				小計			2.00	-3,670	
			くり	用材	4.0	18~22	2.00		
				〃	4.0	24~28	2.00		
				小計			4.00	1,970	
			げやき	用材	4.0	30~38	1.00		
				〃	4.0	40~44	1.00		
				小計			2.00	12,110	
			その他	用材	4.0	14~16	1.00		
				〃	4.0	18~22	1.00		
小計				2.00	-3,130				
用材計				170.00					
小径木(針)	チップ等			70.00	-5,720				
小径木(広)	チップ等			90.00	-5,720				
小径木計				160.00					
			計	330.00					

※予定単価は、  
市場価逆算法により  
算出していますが、  
山土場での保管  
状態等をふまえ  
材質品等を下げた  
市場価を用いています。  
また、運材距離は  
40kmを想定しています。